

# 保土ケ谷区制100周年名称使用に関する事務取扱要綱

制 定 令和7年11月26日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う保土ケ谷区制100周年を祝うための事業を、保土ケ谷区制100周年記念事業として認定することに関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「区民等」とは保土ケ谷区在住者に限らず、保土ケ谷区と深いかわりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業をいう。

3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるものをいう。

4 この要綱において「名称」とは、以下をいう。

- (1) 保土ケ谷区制プレ100周年記念事業（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）
- (2) 保土ケ谷区制100周年記念事業（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

## (認定の対象)

第3条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次のすべての要件に該当するものとする。なお、事業の実施にあたっては、保土ケ谷区内の地域資源の活用に努めるものとする。

- (1) 保土ケ谷区制100周年を盛り上げるための事業
- (2) 区民等を対象とする事業
- (3) 令和8年4月1日以降開始し令和10年3月31日までに終了する事業

## (適用除外)

第4条 この要綱は、特定の政治活動、宗教的活動に関する事業又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員が所属する団体等が実施する事業については適用しない。

## (名称使用の手続)

第5条 名称使用の認定を受けようとする者は、保土ケ谷区制100周年記念名称使用届出書（第1号様式）を保土ケ谷区制100周年事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

2 第1項の届出は、事業の開催日の3週間前までに行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、保土ヶ谷区が主催又は共催する事業は届出を省略することができる。

(認定の決定)

第6条 前条の届出があったときは、第3条及び4条の規定に基づき、対象事業であることを確認し、受理をもって認定する。

(啓発物品の貸与等)

第7条 前条の規定により認定を受けた団体等は、啓発物品の貸与等を受けることができる。この場合、団体等は善良な管理者の注意をもって当該物品を扱い、期日までに返却するものとする。

(事業内容変更届)

第8条 第5条の規定により届出をした者は、事業名、開催期間または会場等を変更する場合は事業内容変更届(第2号様式)を、速やかに会長に提出しなければならない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

(認定の取消し)

第9条 会長は、第6条の規定により認定をした場合において、届出者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の届出をした場合

(2) 正当な理由がなく、届出の内容と異なる事業を実施した、又は実施することが発覚した場合

(3) 法令に違反した場合

2 取消の効力は認定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、第1項の規定により認定を取り消した場合において、名称使用取消通知書(第3号様式)を届出者に送付するものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局(保土ヶ谷区地域振興課)内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、名称使用に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

また、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

第1号様式（第5条）

保土ヶ谷区制100周年記念事業名称使用届出書

年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号  
メー ル ア ド レ ス

次の事業について、保土ヶ谷区制100周年記念事業  
保土ヶ谷区制100周年記念事業の名称を使用したいので届け出ます。

事業名		
開催日（期間）		
会場／ 来場予定人数	／ 人	
開催主旨及び 事業内容		
ロゴマークの 使用希望	あり ・ なし	
啓発物品の 使用希望	あり ・ なし	
希望する物品 （複数回答可）	貸出	期間 年 月 日～ 年 月 日 *貸出期間は事業開催期間の前後1週間以内とします。 <input type="checkbox"/> のぼり旗（W450mm×H1,800mm）／ポール _____ 枚（上限 枚）／ _____ 本（のぼり旗と同数まで） *土台は各自ご用意ください。 <input type="checkbox"/> 横断幕（W1,030×H728mm） _____ 枚（上限 枚）
	配付	<input type="checkbox"/> シール _____ 枚（上限 枚）

以下を確認し、チェックをしてください。

項目	チェック
本事業は、次のすべてに該当します。 ・保土ヶ谷区制100周年を盛り上げるための事業 ・保土ヶ谷区民等を対象とする事業 ・公共性が認められる事業	<input type="checkbox"/>
本事業は、特定の政治活動、宗教的活動に関する事業又は専ら営利を目的とする事業ではありません。	<input type="checkbox"/>
暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員が所属する団体等が実施する事業ではありません。	<input type="checkbox"/>

\*当該事業について、区ホームページ等にて公表します。

第2号様式（第8条）

事業内容変更届

年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

団 体 名

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

先に届け出た事業について、次のとおり内容を変更しますので届け出ます。

項目	変更前	変更後
事業名		
開催期間		
会場		
その他		

※ 変更した項目のみご記入ください。

第3号様式（第9条）

年 月 日

様

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

### 名称使用取消通知書

このたび、保土ヶ谷区制100周年記念事業の名称使用を認定した事業について、取消しが決定したので通知します。

1 事業名

2 理由

担当  
電話